○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第十号）に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みちのく銀行
二　住所　青森県青森市勝田一丁目三番一号

○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第十号）に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第十号）に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第十号）に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社青森銀行
二　住所　青森県青森市橋本一丁目九番三十号

○復興庁告示第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第十号）に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第十号）に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社北日本銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目六番七号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（大船渡市復興推進計画（認定番号岩手第二十七号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（大船渡市復興推進計画（認定番号岩手第二十七号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東北銀行
二　住所　岩手県盛岡市内丸三番一号

○復興庁告示第十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（大船渡市復興推進計画（認定番号岩手第二十八号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（大船渡市復興推進計画（認定番号岩手第二十八号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（南三陸町復興推進計画（認定番号宮城第六十七号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（相馬市復興推進計画（認定番号福島第八十号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（相馬市復興推進計画（認定番号福島第八十号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社静岡銀行
二　住所　静岡県静岡市葵区呉服町一丁目十番地

○復興庁告示第十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八十一号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八十二号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　あぶくま信用金庫
二　住所　福島県南相馬市原町区栄町二丁目四番地

○復興庁告示第十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八十二号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社静岡銀行
二　住所　静岡県静岡市葵区呉服町一丁目十番地